

兵庫教組

兵庫教職員組合 機関紙

発行人 三上 雄夫 Eメール hyogo-06@pure.ne.jp
発行所 〒650-0012 神戸市中央区北長浜通5-2-10 高教組会館内(1階)
TEL 078(367)3802 FAX 078(367)3617

速報

2025年11月27日 No. 992
対県確定交渉速報(その2)

改定給特法に係る兵庫県における取扱いの結果と課題

県教委は給特法改定の趣旨=教職員の処遇改善と真摯に向き合うことを終始強力に要望!!

6月の「給特法改定に伴う兵庫県での取扱い」は今年度の確定交渉の大きな課題でした。そもそも、教職員の異常な長時間過密労働の原因は、「超勤4項目に該当する業務以外の時間外勤務を命じない代わりに、時間外手当(残業代)を支給しない」という現行の給特法そのものにあります。しかし、改定された給特法は、私たちの全国的な運動や国会審議により、有効な附帯決議や附則が多くつけられたとは言え、その根本的な仕組み(定額働かせ放題)は維持されたままです。教職調整額を1%ずつ上げ2031年には10%にしたとしても、長時間過密労働を解消する根本的な解決にはなりません。それより、主務教諭の設置、義務特手当を下げ、学級担任手当の新設、特別支援教育にかかる給料の調整額の切り下げなどは、今、教育の現場で日々営まれている教職員の協力共同の関係を壊すだけでなく、およそ処遇改善とは言えない内容ばかりです。兵庫教組、高教組、高徳組合同交渉団は、第1回から厳しくこの問題を追及し、交渉を積み重ねてきました。11月25日(木)の第4回最終交渉で、確定した内容の詳細と課題は以下の通りです。残った課題については今後も県教委と協議を続けていきます。

①教職調整額

令和8(2026)年1月1日から毎年1%ずつ引き上げ、
令和13(2031年)年1月1日に10%とする。

| 現行 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 |
| 4% | 5% | 6% | 7% | 8% | 9% | 10% |

●不十分とはいえる、わずかですが処遇改善になります。しかし、一方で「教職調整額を上げているのだから」と、時間外勤務がさらに増えてしまうことも危惧されます。

②主務教諭

導入は見送り、来年度改めて協議

●教諭の上に「主務教諭」という新たな職が新設されれば、賃金の新たな階層ができ、トップダウンの学校運営が強まり、集団的な協力協同の関係が壊れます。私たちの強い要求で、「導入は見送り」となりましたが、来年度協議では、「この制度は教職員の分断を生む制度である」と、導入阻止のとりくみをさらに強めていく必要があります。

③義務教育等教員特別手当

令和8(2026)年1月1日から一律に算定される手当の額について、1/3を縮減する。

| 現行(R7年) | R8(2026)年1月1日から |
|-----------|-----------------|
| 平均1.5%相当額 | 平均1%相当額 |

●義務特手当は人材確保法成立(1974年)後に、教員に優秀な人材を確保しようと1975年に新設されました。新設当初は4%あった手当では、現在は1.5%相当となっています。教職員未配置の状況が依然として深刻な時期に人材確保のために新設された手当を縮減する道理はありません。しかも、縮減した原資を「学級担任手当」として加算することは、主務教諭の導入と同様、職場の協力共同を大きく阻害します。

④学級担任加算

令和8(2026)年1月1日から学級担任には2000円、担任以外には1000円を加算する。担任以外の手当対象者は給料の調整額が支給されていない常勤の教育職で栄養教諭、養護教諭を含む。

●当初提案は「学級担任には3000円を加算する」でした。この提案に「全員に支給されている義務特手当を縮減し、加算対象は担任だけ。職場で合意が得られるはずがない。担任は大変だが、学校では教職員はチームとして仕事をしている。担任以外の方の業務に困難がないわけがない。また、養護教諭や栄養教諭は、担任を選べる立場にないにも関わらず、義務特手当では削られる。支給対象者の拡大をするなど再検討を要請する」と最終交渉まで厳しく追及を重ねてきました。その結果、栄養教諭や養護教諭も含め、担任以外にも加算の対象を拡大したことは大きな前進です。一方で「担任」と「担任外」で額に差をつけたこと、給料の調整額支給者は対象外としたことは非常に大きな問題で、今後も県教委と協議を継続しなければなりません。

⑤給料の調整額

令和9(2027)年1月1日から2年かけて段階的に1/2縮減する。

| | 給料の調整額 |
|---------|---------|
| 現行 | 3.0%相当 |
| R8/1/1 | 3.0%相当 |
| R9/1/1 | 2.25%相当 |
| R10/1/1 | 1.5%相当 |

●特別支援学級や学校の教員の仕事の困難さは年々厳しくなっている中で、手当を切り下げるることは受け入れることはできないと終始一貫して撤回を求めてきましたが、当初案を押し返すことができませんでした。この点と学級担任手当の取扱いについては、引き続き協議を要請すると態度表明しました。給料の調整額の減額については来年度確定交渉の最重要課題です。

要求実現のために、教職員の生活と権利を守る兵庫教組へ！あなたも是非!!